

## 被害者らが提訴

生活困窮者の支援をうたう一般社団法人に賃貸物件を紹介された首都圏在住の男性が16日、契約通りに就労支援を得られず、設備の不具合などから家賃の支払いを保留したところ、外から鍵をかけられ家を追い出されたとして、法人などに220万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴しました。

# 「就労支援」 「うたい空室紹介

## 新・貧困ビジネス

### 高額家賃 生活保護費食いつぶし

支援団体や弁護士らでつくる「住宅穴埋め屋対策会議」は同日、厚生労働省で会見。支援団体には、同様の被害相談が2020年以降、29件寄せられています。この一般社団法人は、家を失った生活困窮者らを都内の炊き出し会場などで勧誘し、物件を紹介。大半が東京多摩地域、千葉、埼玉、神奈川などの郊外にある中古物件です。同じ物件の一般入居者よりも高い家賃、管理費、サービス料などを生活保護費から支払わせ、

手元には月数万円しか残らない事例も。実際に就労支援が行われた事例は「29件中1件もない」といいます。同会議によると、同法人が紹介した物件の中には、困窮者を入居させて空室を穴埋めした後、転売された物件もあり、代表幹事の林治弁護士は「生活困窮者を利用した新たな貧困ビジネスだ」と批判。原告の男性は「困っている人を支援する姿勢はまったく感じなかった」と語りました。